



●トピックス(1～2) ●トラブル事例(3) ●お知らせ(4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポート(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。

ご用心!! 災害に便乗した悪質商法・詐欺

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

これまでも地震や大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

特に最近「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使え」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が多く寄せられています。

こうした悪質商法以外にも義援金詐欺の事例が、過去において複数報告されています。被災地から遠く離れている本県においては最も警戒すべき事案です。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。



過去の相談事例

工事、建築に関する事例

- 認知症の父が来訪した工事業者に勧められ、不要な屋根修理契約をしてしまった
- 台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示され、仕方なく支払ったが納得できない
- 屋根の無料点検後、このまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた
- 豪雨で雨漏りし修理してもらったが、さらにひどくなった
- 工事終了後に当初の見積もりよりも高い金額を請求された



「保険金」を口実にした勧誘に関する事例

- 「損害保険で雨どいの修理ができる」と業者の訪問を受けた。せっかくなのでドローンを使って屋根の撮影もしてはどうかと言われ、お願いした。不安になったので断りたいが、業者と連絡が取れない。

「保険金」を口実にした勧誘に関する事例（続き）

- 3年前に起きた災害の被災地調査員を名乗り、保険請求期限まで半年を切ったので、保険金請求のためのサポートをしようと言われ、契約したがクーリング・オフしたい。
- 台風の後片づけをしていたら、業者が来訪し、損害保険を使って無料で雨どいの修理ができる、経年劣化で壊れたものも保険でできると言われた。不審だ。
- 先日の台風で雨どいが壊れ外壁もはがれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続きの代行と住宅修理を依頼したがやめたい。



寄付金、義援金に関する事例

- ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった
- 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた

対応方法・アドバイス

工事、建築

- 修理工事等の契約は慎重にしましょう
- 契約を迫られても、その場では決めず、できれば複数の業者から見積もりを取って比較検討しましょう
- 契約後でも、クーリング・オフができる場合があります

「保険金」を口実にした勧誘

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう
- 経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう

寄付金、義援金

- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう
- 金銭を要求されても、決して支払わないでください
- 公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません
- 寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう

（出典：国民生活センター公表資料）

【結びに代えて】

地球温暖化による気候変動で、私たちの周りでもいつ発生するかわからない大規模災害。残念なことに人の不幸を食物にする悪質業者が存在することも事実です。ここで紹介した事例を自分事として、災害への備えを怠ることなく、消費者トラブルにあわないようにしてください。

海産物の悪質な電話勧誘販売 ～親切心に付け込み送り付けも～



昨日、「以前購入された方に電話をしています。現在日本の海産物が海外に輸出できず、売れないので助けてください」と電話があった。長時間の勧誘に、断り切れず応じてしまった。よく考えたら、3万円と高額で1人暮らしでは食べきれないので、断ろうと思い業者に何度も電話するが、つながらない。どうすればよいか。

(80代、女性)



一部の国・地域による日本産の海産物の輸入規制強化を悪用し、消費者の親切心に付け込む内容の勧誘（「困っているので支援してほしい」など）が頻発しています。また、購入を断っても後日商品が届くなど、送り付けられた事例も少なくありません。トラブルにならないため、次の点に注意してください。

- ①電話で勧誘を受けた際▽必要以上に情に訴えてくる▽話の内容に覚えがない▽おかしい点がある▽連絡先を教えてくれない▽勧誘が強引—など、少しでも不審な点があった場合は、相手と話し込まずにきっぱりと断る。
- ②事業者からの電話勧誘を受けて承諾してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメールなどにより、生鮮品でもクーリングオフを行うことができる。（不明な場合は最寄りの消費生活センター・相談窓口にお尋ねください）。
- ③購入を承諾していないのに一方的に商品を送り付けられた場合は、送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を控え、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにする。

クレジットカードの不正利用被害 ～ネット上の情報入力に注意～



5日前、クレジットカード（以下、カード）会社から、残高不足で引き落としできないとの書面が届いた。預金残高は、十分あったはずなのでカード会社に問い合わせたら「4カ月前と5カ月前の決済で電子マネーにチャージされたもので、決済日より2カ月以上経過しており、取り消しできない」と言われた。

(60代 男性)



ネット通販の偽サイトや大手通販サイトを装ったメールなどのリンク先に個人情報やカード情報を入力すると、その情報が第三者に不正利用され、カード会社から身に覚えのない請求を受ける恐れがあります。ネット通販は、信頼できるサイトか確認し、メールのリンク先に安易に個人情報などを入力しないことが大切です。

カードが悪用されないために、次の点に留意しましょう。

- ①利用明細は必ず毎月確認し、カードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認する。
- ②不正利用が疑われる場合には、速やかにカード会社に連絡し、利用停止の手続きと調査の依頼をする。ただし、家族が利用していたケースもあるので、家族にも確認してみる。
- ③暗証番号・パスワードの使い回しや、推測されやすいものに設定することはやめる。
- ④カード会社による調査の結果、規約違反や故意過失がなく、第三者による不正利用と判断された場合は、返金・補償されることがあるが、多くのカード会社は、一定の補償期間を定めているため、不正利用に気づいたら、一刻も早くカード会社に連絡する。

情報提供のお願い!!

～NPO法人消費者被害防止ネットながさき～

内閣総理大臣の認定を受けて、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使することのできる「適格消費者団体」を目指しているNPO法人消費者被害防止ネットながさきでは、消費者の皆様から、不当契約・不当解約・不当勧誘などに関する消費者トラブルや被害情報を集めています。皆様からの情報が、消費者被害の予防につながります。ぜひ、情報をお寄せください。また、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に取り組む私たちの活動を支えていただける会員も募集しています。詳しくは事務局までお問合せください。

事務局 〒850-0876 長崎市賑町5-24 向ビル201

Tel : 095-895-8520

毎週火・水・木曜日(祝日除く)10:30～13:30

Fax : 095-895-8521

E-mail : info@cpnet-nagasaki.org



消費生活支援講座(講師派遣)のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対象	テーマ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方(高齢者を支援する団体等が主催する講座)	● 高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者(自治会、高齢者団体等が主催する講座)	● 悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方(高等学校、大学、PTA等が主催する講座)	● 賢い消費者となるために
消費生活学習会	一般消費者(市町、各種団体等が主催する講座)	● 消費生活に関して希望されるテーマ
P T A 等 研 修 会	PTA等が主催する講演会・研修会	● 親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者(各種団体等が主催する講座)	● 暮らしに身近な金融に関すること(県金融広報委員会講座)

問合せ 長崎県消費生活センター Tel:095-895-2320

申込み ホームページ(<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>)

「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。 ※参加者20名以上から受け付けます。

長崎県では、食品表示の適正化を図るために食品110番を設置し、食品の安全・安心や食品表示についての疑問・相談を受け付けています。

相談窓口：食品110番（長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課内）
受付時間：月～金曜日 9：00～17：45（土日・祝日、年末年始除く）

食事故なし
Tel.0120-492574

この情報は県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。

<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>

ながさき消費生活館

検索



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3

TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集／発行

長崎県消費生活センター

（長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL.095-824-0999 FAX.095-828-1014

消費生活の相談は



消費者ホットライン

局番なし

☎188

最寄りの相談窓口につながります